

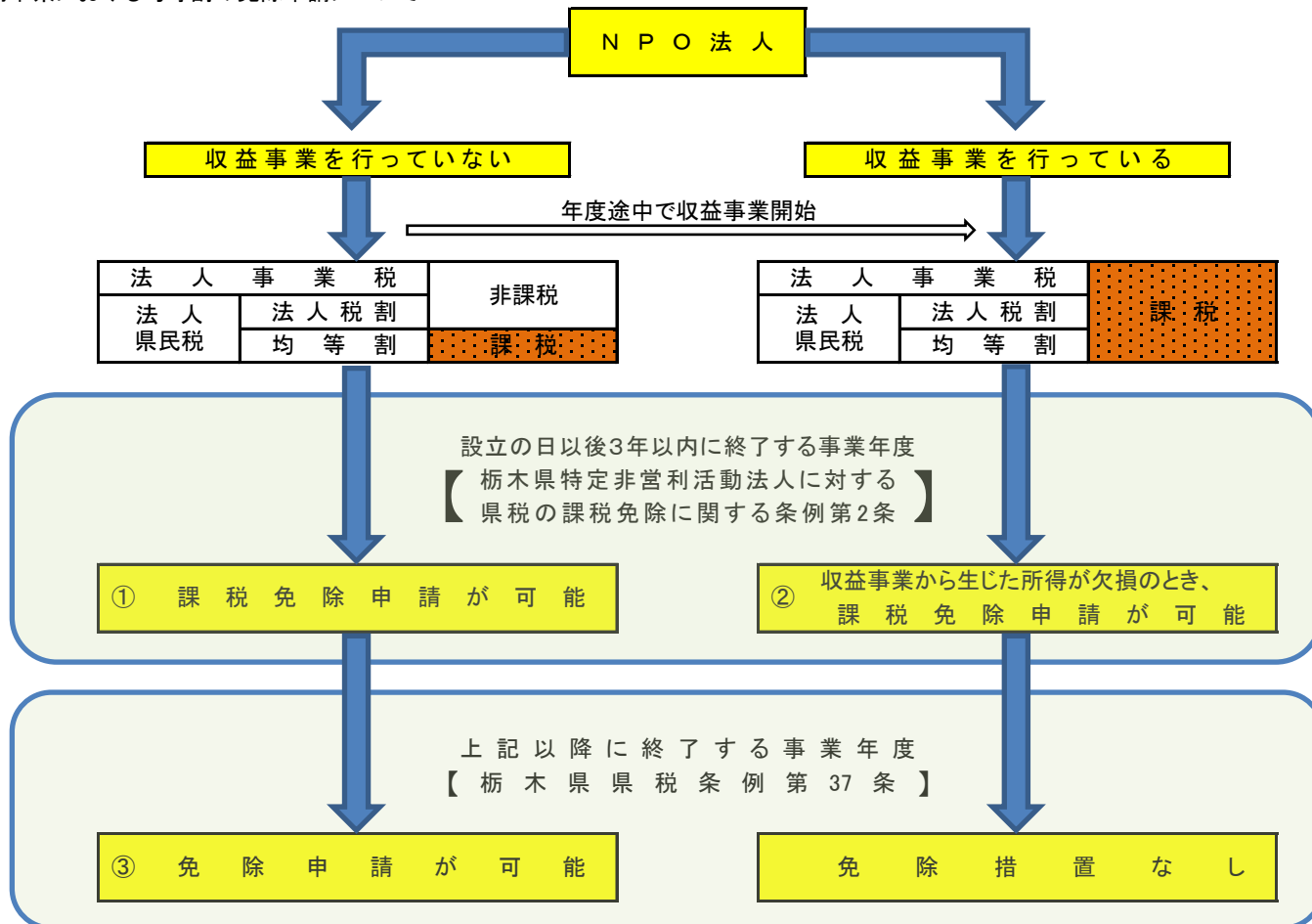
NPO法人に係る法人県民税均等割の免除等について

特定非営利活動法人(NPO法人)は営利を目的としないため、法人県民税・事業税の申告納付は必要ないと思われがちですが、法人税法に定める収益事業を行わず、法人税が課税されない場合であっても法人県民税均等割は課税されます。

なお、一定の条件を満たすNPO法人については均等割が免除されます。この免除を受けるためには、均等割申告書と免除申請書を期限までに提出していただく必要があります。

下記のとおり収益事業の有無等により、提出を要する書類が異なりますのでご注意ください。

○栃木県における均等割の免除申請について



○均等割の免除申請に係る提出書類について

	①及び③の場合	②の場合
提出期限	毎年4月30日まで	毎年の事業年度終了後2ヵ月以内
提出先	管轄の県税事務所	管轄の県税事務所
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人県民税均等割申告書(第11号様式) ・ ①の場合 県民税均等割課税免除申請書(別記様式第1号(第2条関係)) ・ ③の場合 法人県民税均等割免除申請書(別記様式第53号(第24条関係)) ・ 定款の写し ・ 事業報告書の写し ・ 収支決算書の写し等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 確定申告書(第6号様式) ・ 県民税均等割課税免除申請書 ・ 定款の写し ・ 貸借対照表の写し ・ 所得金額の計算に関する明細書の写し ・ 法人税申告書別表一(一)等

○お問合せ先

事務所名	所在地及び連絡先	事務所名	所在地及び連絡先
宇都宮県税事務所	宇都宮市竹林町1030-2 〒321-0974 TEL 028-626-3021	矢板県税事務所	矢板市鹿島町20-22 〒329-2163 TEL 0287-43-2173
鹿沼県税事務所	鹿沼市今宮町1664-1 〒322-0068 TEL 0289-62-6202	大田原県税事務所	大田原市中央1-9-9 〒324-8551 TEL 0287-23-4172
真岡県税事務所	真岡市荒町5197 〒321-4398 TEL 0285-82-2136	安足県税事務所	佐野市堀米町607 〒327-8503 TEL 0283-23-1458
栃木県税事務所	栃木市神田町6-6 〒328-8504 TEL 0282-23-3414		